

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

1	各会の業務部で行っている主な重点事業について
まとめ	主な重点事業は、調査士カルテMAPの研究と周知、所有者不明土地関連、オンライン申請の利用促進、業務支援、関係法令の研究、法務局との協議、認定登記基準点の運用、管理境界鑑定講座の開催、県の入札参加資格業種への追加要請、苦情予防対策などである。
提案者	宮崎会 隈氏
提案理由	本年度計画している重点事業について教えて頂きたい。
福岡会	「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索、利活用のためのガイドライン」の土地家屋調査士用の作成。 調査士カルテマップの研究。 所有者不明土地問題について土地家屋調査士の関わり方の研究。
佐賀会	1. オンライン登記申請の利用促進 2. 関係法令に関する研究と対応及び会員への情報伝達及び業務指導
長崎会	業務改善に関する企画、高度な知識や技術を養成するための他会、他団体の研修会への会員派遣
大分会	1. 法務局との表示登記実務協議会の開催 2. H14年からの表示登記実務協議会の議題の集積と公開 3. オンライン申請システムの導入サポート 4. 認定登記基準点の運用及び管理の検討
熊本会 業務支援関連	1. ホームページの協議（2回開催：担当者2名）本会ホームページの業務研修部関連ページの充実 2. 官公署立会様式一覧の更新（会ホームページ会員の広場にて公開） 3. 新人実務体験研修制度の充実 4. 調査士カルテマップの周知 5. オンライン申請の促進 6. 法務局との業務打ち合わせ（過去5年分の冊子の配布を予定） 7. 地上絵プロジェクト協力
宮崎会	5年ぶり開催の境界鑑定講座（10回講座）社会事業部、研修部ともリンクする内容 所有者不明土地問題について情報収集、社会貢献として調査士の果たす役割を検討。
沖縄会	法務局と連携し会員の業務の円滑化を図る。 沖縄県への入札参加資格業種への追加要請し業務の拡大を図る。 一般からの苦情減少対策について、報酬のあり方について研究
鹿児島会	オンライン申請の利用促進 登記困難事例の解消に向けた取り組み

2	オンライン申請の推進（会員の業務改善）について
まとめ	法務局より利用率70%以上を目標にとの要請を受け、各会とも研修、支援に尽力中。
	否定的な意見としては、資格者代理人方式による完全オンライン化の見通しはいつ？等
	肯定的な意見としては、官公庁の囑託もオンライン化すれば利用率は向上するはず？等
提案者	熊本会 田中氏、大分会 河合氏、沖縄会 遠藤氏、鹿児島会 小山田
提案理由	現在、法務局からもオンラインの利用頻度を70%以上になるように協力依頼がなされており、完全オンラインになることのメリットを利用し、促進していきたいが、日司連において反発があり、保留状態と聞いているが、その後の情報や完全オンラインへの対応をお聞きしたい。
	大分会では、オンライン申請の推進するために無料で申請ソフトの設定を行っていますが、あまり希望者がいない状況です。なにか効果的な取り組みがあれば教えていただきたい。
福岡会	全体研修会や支部長会でオンライン促進の取り組みをおこなっています。 また、支部単位でもオンライン促進の研修をおこなっています。
佐賀会	佐賀会でもオンライン申請の普及拡大に努めています。 また佐賀地方法務局においても「オンライン登記利用促進プロジェクトチーム」が立ち上げられ、申請ソフトやパソコンの環境設定を法務局職員がサポートしてくれる制度があり、会員にも周知していますが、利用拡大につながっていない状況です。（書類の持参が面倒、システム改善に期待する等）
長崎会	1. 全体研修会に長崎地方法務局の登記官を招きオンライン登記申請の利用促進について講義をしていただき、少人数でも法務局から出向いて指導しますと積極的でした。その後の全体研修会では、大阪土地家屋調査士会のオンライン登記推進委員長の正井利明様から利用者目線から見たオンライン登記申請の中にある「多くの利便性」をご講義いただき、大変参考になりました。 2. オンライン登記申請の意識向上のために法務局と共同でステッカーを作成しました。（社会事業部）
大分会	業務部員を派遣しての無料のシステム導入サポートを行っているが、希望する会員が少ない 大分県のオンライン申請率は60%弱で10%程は増えている
熊本会	オンライン促進委員会を設置し、取り組んでおり、官公署向けの研修会も開催した。 今後、完全オンライン等のメリットが無ければむづかしいと考えている。
宮崎会	オンライン申請の促進を呼びかける程度で、特に研修会等は行っていない。 完全オンラインを期にと考えているが、その時期が明確に分からないため困惑している。
沖縄会	那覇局のオンライン申請状況は、6月 = 72.48%（全国2位）・7月 = 70.30%でその後も一応目標に達しています。資格者代理人方式による完全オンライン申請実施時期は近い将来とのことです。 それに伴いオンライン申請の推進を行う予定です。現在図面の添付方法が多々ありますが、実施後は規制されることが予想されるため、現在研修部で会員からアンケートを取り、11月の全体研修会で対応する予定です。
鹿児島会	研修部とも連携して、各支部での申請用総合ソフトを紹介する研修、県会HPの会員専用内での紹介 研修会場での会員が持参したノートPCの設定支援、会員の事務所を訪問してのPCの設定支援を行っています。 現在のオンライン申請利用率は50～60%らしく、70%以上を目標にしてほしいと要望を受けています。

3	空き家等対策推進について
まとめ	県や市町村の空家対策連携協議会、審議会の参画の依頼、又は参画している会が多いが、 県と調査士会とで協定を結ぼうとしている会もあり、参考にしたい所である。 会によっては、社会事業部が対応している。
提案者	鹿児島会 小山田
提案理由	空き家等対策連携協議会を設置して、土地家屋調査士に委員を委嘱する自治体も増えてきており、行政代執行等の処分を行う例も見られるようになってきています。自治体に対して、土地家屋調査士として空き家等対策の提言、助言をしている会がありましたらご教授願います。
福岡会	福岡県の空家対策連絡協議会の構成員として利活用部会に所属して他土業や市町村と意見交換をしています。 また、各市町村の空家等対策連絡協議会に土地家屋調査士として参画しています。
佐賀会	佐賀会では空き家等対策は社会事業部で対応しています。 佐賀県下でも協議会の委員として参加している会員がいますが、協議会は特定空き家を判断する場 あり、資格者として関われる部分はその後の対応であると聞いています。
長崎会	各市役所に出向き、空き家対策の推進に関する土地家屋調査士の活用方についての書面を市長宛てに 担当職員に提出し、協議会が設立されたときは、我々を活用して下さいとお願いしました。資料と して長崎土地家屋調査士会とは、目的、内容、業務、県下の会員の数をまとめて渡しました。その他、 横浜市と神奈川県土地家屋調査士会が空家等対策に関する協定を締結した横浜市記者発表資料で説明 しました。現在、佐世保市、新上五島町、島原市の3市とは協定済です。
大分会	大分会の空き家対策については、社会事業部が担当をしている。 多くの市町村（10市町村）の協議会に、支部より会員の派遣をしている。
熊本会	現在熊本会では、熊本市が空き家対策委員会を設置しており、本会より担当者を派遣しているが、 具体的に、どこの部署で担当するのか、どのような体制で対応するのかを模索中との話を聞いている。 地震の影響で、しばらく中断していた時期があった。
宮崎会	一部の市町村に委員として協議会に参加しているが、提言、助言等は行ってない。
沖縄会	社会事業部で担当しています。那覇市空家対策審議会・宮古島空家対策審議会へ審議員として当会 理事を派遣しています。その他の市町村には審議会立ち上げの際の土地家屋調査士を活用すること をお願いしています。
鹿児島会	県が主催する空き家対策連携協議会では、各市町村の行政代執行の例なども紹介され、 制度の運用も進んできているようです。相続人調査のために、司法書士会と連携した県もある ようですが、土地・建物の調査・登記のため土地家屋調査士との連携の例は未だないようです。 協議会委員の活動も、会議や相談会の出席が主なもので、実務に結び付けたいところです。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

4	所有者不明土地問題について
まとめ	各会でガイドライン作成の取組みや、登記推進パンフレット作成の予定、国会議員を通じての情報収集、要望書提出を行う等の活動を行っている。今後は変則的登記の調査と解消に向けた取組みに参画する可能性も聞いている。制度改革に注視していきたい。
提案者	福岡会 野田氏、長崎会 吉村氏、宮崎会 隈氏、熊本会 田中氏、大分会 河合氏
提案理由	福岡会ではこの問題についてガイドラインを製作して会員に公開する取組みをおこなっています。各会ではどのような活動を実施されていますか。また所有者問題解決のため意見や構想があればお聞きしたい。 長崎会の顧問弁護士が定期的に主催している法務研修会（前回のテーマは所有者不明土地の問題について）に参加して情報収集している。昨年は、全体研修会に長崎法務局の首席登記官を講師に招き、筆界特定活用スキーム（所有者不明土地）についてのスケジュール（案）や意見書の書式・記載例を講義してもらいました。
福岡会	福岡会からも提案しました。
佐賀会	佐賀会では国土交通省土地・建設産業局（総務課公共用地室）から、土地関係業務連携支援協議会を設置されるということで社会事業部長を指名し派遣予定です。
長崎会	所有者不明土地と未登記物件の関連性も含めて、法務局と協賛で登記推進パンフレットを作成し各市町村に配布する予定である。（社会事業部）
大分会	大分会では現在のところ、不明者土地問題についての動きはありません。 各会の活動内容を参考にさせていただき、今後の活動内容について検討していきたい。
熊本会	この問題については、熊本県の国会議員が担当しており早くから情報が入っていた為、立会の義務化等について、国交省大臣に要望書等を提出した。今後、早稲田大学教授の山野目先生の研修会も計画しており、国土交通省の指針等の情報が知りたい。
宮崎会	地元国会議員との勉強会、他の研修会等に参加して情報を収集している段階であり、社会貢献として調査士の果たす役割を検討している。
沖縄会	当会として特別な取組みはありません。所有者不明により境界立会い不可の土地は筆界特定を利用するしかないと考えます。筆界特定活用スキームについて総括表示登記専門官に尋ねましたが、那覇局で事例が無いためスケジュール等についても具体的な発言はありませんでした。
鹿児島会	ADR・筆界特定連携協議会や、筆界特定調査委員の事務打ち合わせ会の中で、筆界特定活用スキームの今後の方針等についての説明があり、全ての調査士に筆界特定制度の理解や意見書作成技能の向上が求められる事になっていきそうです。今後は、変則型登記の調査と解消の作業に協力を求められると聞いています。今のところガイドライン作成と公開等は行っておりません。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

5	調査士カルテMAPの活用について
まとめ	会員の利用状況については、具体的に把握していないが、各会とも講師を招いての研修会を行う等、研究と利用促進に尽力している。システムに情報を登録する際には、個人情報保護の観点から、依頼者からの信頼を得られる説明が重要であるとの認識を共有した。
提案者	福岡会 野田氏、長崎会 吉村氏、熊本会 田中氏
提案理由	ゼンリンとの協力のできた調査士カルテMAPを福岡会業務部でその使い方や情報の提供について試行を重ねています。各会は調査士カルテMAPの使用をどのようにしていますか。また情報を提供するため依頼者へどのような対応をしていますか。 各県会員の活用及び利用状況を教えて頂きたい。現場ごとに業務に関する調査票、調査素図、地積測量図などの情報保全をゼンリンの地図上に事件簿を作成でき、公開・非公開を設定できる。徐々にではあるが利用されている。
福岡会	福岡会からも提案しました。
佐賀会	佐賀会では、日本土地家屋調査士会連合会制度対策委員である児玉勝平先生をお招きして、平成30年7月4日に「調査士カルテMAP」についての研修会を行いました。依頼者への情報提供や個人情報保護についても採り上げていただきました。
長崎会	ゼンリンと長崎会が7月に協定を締結している。 現場ごとに業務に関する調査票、調査素図、地積測量図などの情報保全をゼンリンの地図上に事件簿を作成でき、公開・非公開を設定できます。依頼者の個人情報は公開できないため調査士本人だけで、非公開で利用するのが現状ではないかと思われます。
大分会	大分会では、カルテMAPの利用者は確認できていません 連合会からのメール及びパンフレットの配布による情報提供を行っている状況です。
熊本会	熊本県会に於いては、業務研修部長が率先して周知に力を注いでおり、各会の状況をお聞きしたい。また、情報の公開については、今後寶金先生の個人情報保護法の改正の研修会を予定しており、十分な知識の元に活用することも、周知が必要だと考えている。
宮崎会	研修会を行い、会員に活用促進を呼びかけている程度であり、具体的な活用は個々の会員で行っており、組織的な活用は検討中である。
沖縄会	普及のため、8月に宮崎会の児玉勝平先生に全体研修会で講義していただきました。「個人情報保護の観点からの契約書が高いハードルとなるのでは？」との感想を多々聞きましたが調査士カルテMAPの使用はこれからですので、まずは、その状況に注意をしていきます。
鹿児島会	一部の会員が所有者調査と住宅地図利用のために利用しているとのことですが、全体的にはあまり利用が進んでいないのが実情です。一応、県会HPの会員専用内での紹介は行っています。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

6	登記基準点設置、 基準点使用の取り組みについて
まとめ	は公嘱協会が行っている例もあり、各県様々である。
	街区基準点等の包括使用承認を受ける手続きは、各会とも行っている。
	基準点の使用報告書の提出率がよくない点が、問題である。
提案者	福岡会 野田氏
提案理由	各会で土地家屋調査士会単位で登記基準点の設置はおこなっていますか。 県内の各自治体に対し基準点の包括使用承認を求めることで基礎測量を容易に作業おこなえるよう対策をしていますが、各会はどのような対応をしていますか。
福岡会	福岡会の提案です。
佐賀会	ともに佐賀会ではおこなっていません。
長崎会	長崎会は、行っていません。 毎年、長崎県土地家屋調査士会から、市役所に公共基準点使用包括承認を試用期間1年で受けています。毎月末日をもって使用報告書を使用した調査士が提出しなければならない。現在、長崎市、佐世保市、諫早市、島原市、五島市から承認を受けています。
大分会	公嘱協会ではありますが、中津市・日田市などで以前は設置していましたが、現在は行っていません。 調査士会としての登記基準点設置は行っていません。 大分市には毎年、公共基準点の包括使用承認を貰っています。しかし、使用した時の報告書が上がってこない為、その対策についての検討が必要となっています。
熊本会	登記基準点の設置は無く、まったく対応していない。
宮崎会	登記基準点の設置は行っていません。 包括使用承認により基準点を使用し、使用基準点及び亡失基準点の報告をしている。
沖縄会	公嘱協会で行っています。沖縄本島は100%近く完了しています。成果の公開は行っていませんが、このような対策は行っていません。
鹿児島会	過年度の事業について、再度スタティック観測を行い、認証取得のための作業中です。 新規の作業予定はありません。 各自治体に対して街区基準点等の包括使用承認を求める手続きを毎年行っています。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

7	官民境界確認における申請人の印鑑証明書の添付について
まとめ	公共用地立会について、申請人の印鑑証明書提出は、国の財務事務所の場合は殆ど必要
	だが、国道、県、市町村の場合は様々である。印鑑証明書還付不可や、誓約書提出の
	官公庁もあった。県によっては、確定手続きと確認手続きが選択できる例もあった。
提案者	長崎会 吉村氏
提案理由	各県会の現状を教えて頂きたい。長崎会では、各市町村・長崎県振興局に提出する官民境界確認における申請人の実印の押印・印鑑証明書の添付は不要であるが佐世保市だけは、実印の押印・印鑑証明書の添付が必要である。国道（国土交通省）の境界証明願いについては、申請人が署名した場合は不要であるが、印刷は、実印の押印・印鑑証明書の添付が必要である。
福岡会	福岡県は一部の地域をのぞきほとんどの地区で印鑑証明書の提出が必要です。
佐賀会	佐賀県下で実印の押印を求めている自治体はありません。
長崎会	
大分会	大分県では、大分市と大分県内の土木事務所において実印と印鑑証明書を求められています。その他の市町村では認印での申請となっています。
熊本会	官民境界確認のみの場合は認印となっているが、官民境界確定協議書を取り交わす場合は、実印及び印鑑証明書が必要となっている。
宮崎会	国県市町村の官民境界確認申請人の実印・印鑑証明書添付は不要である。 国の場合、申請人が法人の場合は実印・印鑑証明書が必要である。
沖縄会	各市町村、国有地（総合事務局）、県道（沖縄県）及び国道についての境界証明願いには、実印・印鑑証明書の添付が必要です（一部原本還付不可）。参考ですが、宮古島及び石垣島においては県市町村は認印で処理しています。
鹿児島会	各市町村、鹿児島地域振興局に申請する官民境界確定申請書には、実印の押印、印鑑証明書が必要。国道の境界証明願の申請書も、実印の押印、印鑑証明書が必要です。 鹿児島市の場合、市道の隣接者の同意と押印は不要ですが、里道・水路の隣接者と対面地所有者は（相続人全員の）同意と押印が必要です。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

8	資料センターについて
まとめ	資料センターの管理、運営については各県により様々である。官公庁から資料収集する際の理解と協力が得られるか、資料に含まれる可能性がある個人情報保護への留意などが重要と思われる。
提案者	宮崎会 隈氏
提案理由	各会の活動状況を教えて頂きたい。
福岡会	福岡会は社会事業部で対応しています。
佐賀会	佐賀会ではこれに類する取り組みは行っていません。
長崎会	長崎県土地家屋調査士会のホームページに会員の入口から、研究資料のコーナーに、調査士法の地域の慣習に関わる地図等、歴史的資料を各支部ごとに載せている。筆界特定事例資料は、意見書作成、地積測量図作成、申請書作成の留意点、作成例が載せてあります。
大分会	大分会においては資料センターは設置していません。
熊本会	現在熊本会に於いては、協力いただける各官公庁より、資料をお借りしスキャナーにて電子化し保存している状態である。
宮崎会	現在、資料収集・管理の段階であり、公開まで至っていない。 個人情報等の関係から公開できる資料、できない資料の区分けを検討している。
沖縄会	資料センター管理委員会を設置し活動しています。 県内の区画整理地区資料状況を一覧表にして公開 公文書館保管の一筆地調査図のデータを取得し、調査士会PCにフォルダーを作成し保管しています。 地籍調査年度別認証実績一覧表 平成16年度までの登記決議集 調査士会本棚
鹿児島会	自治体が保管していた分筆申告書、戦災復興区画整理資料、各地の耕地整理資料などの収集できた資料について、資料センターとして管理し、会員からの請求に対して交付しています。 今年度は、収集済資料の整理・分類のためのデータ整理作業を行っています。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

9	ネットワーク型RTK法による単点観測により作成された地積測量図の記載内容について
まとめ	地積測量図には、使用した電子基準点3点を記載し、世界測地系の記載をする。引照点の設置と詳細図を記載するが、世界測地系であるなら必須ではない。実際には、登記官の個別の判断による事が多いと思われる。
提案者	宮崎会 隈氏
提案理由	世界測地系と記載することの有無 使用した電子基準点記載の有無 引照点の設置及びその詳細図記載の有無 各会の法務局との協議事項がありましたら内容を教えて頂きたい。
福岡会	基本三角点等の表示に電子基準点の記載ができれば地積測量図に世界測地系と記載して差し支えない旨法務局と協議しています。
佐賀会	法務局と協議した事項は承知していません。 なお佐賀地方法務局では、地積測量図への測地系の記載、電子基準点の記載は求められますが、引照点の設置及び詳細図の記載は便宜省略しても良いようです。
長崎会	地積測量図の作成に与点として利用した基本三角点等とは、その符号、名称、座標値の3つの項目を記載することになっています。記載例として、GNSS測量に使用された与点の成果と記載し、与点の種別及び名称は、電子基準点、大村、愛野、長崎2と記載し、X座標、Y座標、基準点コード、世界測地系(1系)を記載しています。 H19.11.26日調連発283号 世界測地系としてOKとの確認を得た
大分会	大分会ではRTKの単点観測による基準点の使用は認めていません。
熊本会	地籍調査法において、基準点測量及び一筆測量にネットワーク型RTK法による測量が認められており、世界測地系として記載する。 引照点座標及び標識、点名及び使用した電子基準点は3カ所と取得年月日の記載が必要となっている。引照点においては、略図又は写真の記載が必要。
宮崎会	世界測地系と記載、使用した電子基準点の記載、引照点の設置及びその詳細図を記載。
沖縄会	法務局との協議は特にありませんが、那覇法務局土地建物実地調査要領に従い世界測地系・電子基準点及び登記基準点・引照点の詳細図等の記載を行っています。
鹿児島会	ネットワーク型RTK法による単点観測により設置した点を地積測量図に記載し、使用した基本三角点等として、電子基準点の座標値を記載する取扱いは、地方では認められているようです。 その場合には、世界測地系と記載し、引照点を設置した点の記(近傍の現況など概略図)を記載します

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

10	自治体が設置した基準点の内、公共基準点と同等の精度を有するが、国土地理院の審査を受けていないものの取扱について。
まとめ	復元測量の与点として使用する場合もあるが、任意座標や引照点として取り扱う場合が多い。
提案者	佐賀会 中溝氏
提案理由	自治体が道路や水道などの計画、管理等のために設置したものの、地理院の審査を受けていない基準点は、登記規則10条第3項及び77条に規定された「基本三角点等」に該当しないと思われませんが、そのような基準点の各法務局での取り扱いはどうなっているのでしょうか？
福岡会	基本三角点等によらず測量をおこなったときは任意座標による数値となります。 また福岡南部地域の一部には熊本震災前に地理院で認定された座標値でも変換パラメータで数値の改変をしなかったときは任意座標のあつかいになります。
佐賀会	
長崎会	法務局とは実務上の線引きの協議を行ったことはありません。
大分会	設置自治体に成果表や計算簿などがあり、精度が確認できる基準点については調査士の判断により利用している状態です。申請については「市4級基準点」等の記載により行っております。
熊本会	引照点として使用する。 日本測地系か世界測地系かの記載が必要となる。
宮崎会	道路台帳等の基準点は復元の与点として使用できるが、地積測量図には任意座標と記載している。
沖縄会	任意の基準点として取り扱っています。
鹿児島会	「基本三角点等」に該当しない基準点（例：JR独自の基準点等）は、復元測量の与点として使用することがありますが、地積測量図には基本三角点等を与点とした測量成果を記載する取扱いとなっています。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

11	現地復元性に欠ける14条地図(14条第1項)の指定を外して、地図に準ずる図面(14条第4項)とした事例について。
まとめ	以前(17条地図時代)はそのような例もあったが、法第14条第1項地図の増加を目標としている現在の状況では協議は難しい。古い年代の地籍調査の精度の低さを、九州管内のみならず全国的な問題と捉えて、法務局と日調連で協議してほしいとの意見が出た。
提案者	佐賀会 中溝氏
提案理由	地籍調査の成果による地籍図が登記所備え付け地図として公開されていますが、昭和30～40年代に実施されたものの中には精度が悪く、現地復元性に欠けるものが見受けられ、実務において大きな障害となっています。そこで、14条地図の指定を外して、地図に準ずる図面にされた事例があればご教示をお願いします。
福岡会	福岡県は14条1項と指定された後、その地図を準ずる図面に変更することはできない旨協議しています。尚、昭和30年当時作成の地籍図で14条地図であったものが準ずる図面のあつかに変更された地図はあります。(旧17条地図時代に久留米、筑豊地区の例)
佐賀会	98%が国土調査済だが、年代の古いものは精度がよくない。
長崎会	長崎会はそのような事例はありません。
大分会	昨年の法務局との実務協議会において、14条地図を地図に準ずる図面とすることは難しい旨の回答を頂いております。精度の悪い地区については、地区ごとに担当登記官との協議を行うことを確認しています。
熊本会	一度14条地図の指定をしたものについて指定を外して、地図に準ずる図面にはしないと思う。熊本では地震後、パラメーター変換が出来ない地区の地図について、14条地図の指定を外すよう協議対応は無い。 地籍図ではあるが、地図に準ずる図面は存在しており、基準点及び筆界の座標が無い。
宮崎会	法務局との協議会で14条地図指定の解除について協議をしたが、市町村との関係もあるとのことなので消極的であった。市町村からの申し出があれば協議してもよいというスタンスのようだ。
沖縄会	要望した事はありませんが実施された事例はありません。
鹿児島会	地域によっては、14条地図の指定を受けた地籍調査成果の精度の低さと図根点の亡失が問題になっていますが、14条地図指定を除外した例はありません。法務局と協議をした例もありません。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

12	法定相続情報証明制度が始まり、土地家屋調査士においても申出手続きの代理人となることができませんが、各県会での土地家屋調査士による代理手続きの状況はどうでしょうか？
まとめ	会員による代理手続きの例は少ないようである。現在のところPR活動も活発ではないようである。他士業では積極的にPRしている例がある。
提案者	佐賀会 中溝氏
提案理由	法定相続情報証明制度は、土地家屋調査士にとって新たな業務域となるばかりではなく、隣接法律専門職として認知度を上げるためのツールともなり得ると期待をしています。そこで、各県会において土地家屋調査士が関わった事例、件数などが分かればご教示をお願いします。また、同制度を土地家屋調査士の関連業務としてPR活動をされているかお伺いします。
福岡会	件数について正確な数の把握ができません。PR活動もとくにしていません。 全体研修会で戸籍の見方について研修をしました。
佐賀会	
長崎会	全体研修会に長崎地方法務局の首席登記官、表示登記専門官が講師として、法定相続情報証明制度の概要、1.必要書類の収集、2.法定相続情報一覧図の作成、3.申出書の記入、登記所へ申し出の講義をしていただきました。
大分会	大分会で事例・件数などについての把握は出来ていません。 外部へのPR活動についても現在のところ行っていませんが、本局・支局に貼っている相続登記の推進ポスターに管轄内の調査士事務所の名前と連絡先を入れてもらっています。
熊本会	法定相続証明制度の利用については聞いていない。
宮崎会	研修会を行っている。土地家屋調査士が代理人として数件の申請がされ完了しているが、正確な事例・件数の把握はしていない。PR活動も行っていない。
沖縄会	全体研修会で登記官による講義を行いました。会として代理手続きの状況は把握していませんが、数名の会員が手続きを行っていることは確認しています。
鹿児島会	法定相続情報証明制度の申請例は少数あったようですが、件数などについては確認していません。 今までのところPR活動などは行ってありません。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

13	個人情報保護法改定について、各会員に周知徹底されていますか
まとめ	専門分野の講師を招いて研修を行っている会が多かった。日常の業務の例では、立会 証明書の記載内容に関する個人情報保護と守秘義務違反等に留意を要し、事務所には プライバシーポリシーを掲示する等の対応をした方がよいとの意見が出された。
提案者	熊本会 田中氏
提案理由	寶金先生の研修を受ける機会があり、我々に於いても各会員に周知徹底させる必要があると 考えており、各会の対応を教えてください。
福岡会	全体研修会で寶金先生を招きこの問題を取りあげました。また、各支部で独自に研修を 開催しています。
佐賀会	全体研修会で度々採り上げています。
長崎会	社会事業部において情報収集及び研究中である。
大分会	昨年の第3回の全体研修会に寶金先生をお招きして、個人情報保護法と土地家屋調査士という 内容での研修を行っております。その後、プライバシーポリシー（案）を会員へ送付し、 事務所での掲示するよう話をしております。
熊本会	一度研修会を行ったが、土地家屋調査士の業務に関連する事項を専門的に周知させる意味で 今回研修会を開催することとした。
宮崎会	研修会等を行い周知はしているが、徹底させるまでの具体的な対応は行っていなく 検討中である。
沖縄会	総務部が担当で、会員へ周知しています。 また、今年度第1回研修会において、宮崎会の児玉勝平先生による調査士カルテMAP関連講義で 詳細に説明しています。
鹿児島会	現在、特に対応や検討は行っていませんが、今後の重要な課題と考えています。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

14	地図作成事業（14条地図、地籍調査）について
まとめ	地図作成事業で、統一的な作業方法は会により様々で、法務局、各市町村との協議会も同様だった。地図作成のための職権登記による登記簿閉鎖の際には、掲示板で通知するだけの法務局が多く、オンライン申請の時に閉鎖の状況が判らないという問題があった。
提案者	大分会 河合氏
提案理由	地図作成事業が進行中の地区について、調査・測量を行う場合の統一的な作業方法などは決まっているか教えていただきたい。また、法務局・各市町村との協議会などがあるか教えていただきたい。地図作成のための職権登記に入る場合に、法務局より開始時期や完了時期についての連絡の有無について教えていただきたい。
福岡会	統一的な作業方法は決まってないようです。 また、協議会も無いようです。
佐賀会	作業方法は、日調連が発行している解説書により班長会議等で確認をしています。 法務局・市町とは不定期に協議の場を設けています。事業の開始時期や完了時期などは、法務局と統括責任者の協議により決定し、各班長へ統括責任者が連絡をします。 公嘱協会より、会員へ実施区域内の調査測量の際は法務局と協議する旨の案内を出しております。
長崎会	統一的な作業方法としては仕様書や作業規程等を確認してそれに基づいて作業を行っている。 法務局、各市町村との協議会は実施していない。 開始時期や完了時期についての連絡の有無は特にない。
大分会	
熊本会	法14条地図作成作業規定や地籍調査作業規定有。協議会は無い。 土地区画整理等の場合開始時期や完了時期の連絡があり、協力要請がある。
宮崎会	地籍調査進行中の地区については、市町村と協議し、奥書証明された地積測量図を法務局に提出している。 法務局・市町村との協議会及び開始時期・完了の連絡は特にない。
沖縄会	公嘱協会に請負っています。作業担当者及び登記官の移動等により統一的な作業方法はありません。また協議会もありません。開始時期・完了時期については法務局及び担当者の協議で調整し連絡があります。
鹿児島会	例年、地図作成事業を落札してから、作業内容、作業規程に関する契約書を取り交わし、契約内容に沿った作業を行っています。毎月、法務局も同席する「班長会議」が行われ、進捗の確認、個別の問題点の解消について協議がされています。職権登記の開始時期などについても会議のなかで通知されていると思います。

15	測量科目がある高校の、出前授業の実施状況について
まとめ	各会で、小学校、工業高校、大学等への出前授業を土地家屋調査士の広報活動の一環として行っている。学校側からか、調査士会側からか、きっかけ作りが重要であり、大変であるとの意見が多かった。
提案者	沖縄会 遠藤氏
提案理由	会員から工業高校へ出前授業を実施して、土地家屋調査士の専門性をアピールしてはどうかと要請があったため。各会の出前授業の実施状況及び授業の内容について教えていただきたい。
福岡会	社会事業部で対応しています。
佐賀会	佐賀会では数年前から、受験者数の増加及び広報活動の一環として小中高校への出前授業を検討していましたが、本年11月に初めて工業高校の建築科の生徒へ出前授業をおこなう事となりました。内容については、試行錯誤しているところです。既に高校生向け出前授業をされている会がありましたらご意見を伺いたい。
長崎会	出前授業は、数年前から北松農業高校、鹿町工業高校で行っています。まず、「土地家屋調査士の業務」、「試験内容」、「土地家屋調査士の魅力」についての講義や、土地の境界とか不動産についての座学をして、次は、グラウンドで平板測量やトランシットの測量指導、観測手簿から関数電卓を使用して座標計算をし、図面作成、辺長計算の実習をしています。昨年は、ドローンをグラウンドにて飛行の実習も行いました。
大分会	大分市内の小学校への出前授業を行っております。「じめんのボタンのナゾ」の読み聞かせ「三匹のこぶたと算数」、運動場での区画設置、歩測大会 公囀協会による工業高校での出前授業が行われる予定で、広報部が協力しています。 大分市の大学へ、不動産鑑定協会、宅建協会、不動産協会と共に職業紹介講座を実施予定です。
熊本会	高校への職業紹介ので江授業有。 熊本大学法学部への特殊授業の講義（年3回） 小学校 地上絵プロジェクト 出前授業 小学校 経緯度標設置 出前授業
宮崎会	測量科目がある高校の出前授業は行っていない。 小学校での地上絵プロジェクトは行っている。
沖縄会	
鹿児島会	研修部事業として、鹿児島刑務所から依頼を受けて、測量士捕受験のための測量に関する講義と実技の研修を行った例がありますが、高校への出前授業は確認しておりません。 鹿児島大学司法政策室との連携のなかで、法文学部学生に「キャリア論講義」として、土地家屋調査士（及び各専門士業）の受験や業務についての講義を行っています。

記録者 座長 鹿児島会 小山田誠一郎

16	法務局との連携について
まとめ	各会とも、法務局と要望、意見に関する協議会を年1回から3回開催している所が多い。
	協議会の開催は、局長の意向によるところが大きいようである。協議結果は、冊子の
	配布やHP上での公開を行って、会員に周知している。
提案者	沖縄会 遠藤氏
提案理由	那覇地方法務局において土地家屋調査士会・公嘱協会・司法書士会合同の連絡会「桐友会連絡会」を年3回開催し、法務局からの要望・各会からの協議事項等を協議しています。また昨年より主席登記官からの要望で「検討部会」を結成し、一步踏み込んだ協議を実施しています。昨年度の主な検討事項は、補正事件減少に向けた取組みについて・効率的な登記相談の在り方について等でした。各会の取組み及び状況等を教えていただきたい。
福岡会	桐友会は年1回開催していましたが、法務局の都合で現在休止中です。 ただし、法務局との事務連絡協議会を年1回開催し事務連絡の調整をおこなっています。
佐賀会	佐賀会ではそのような取り組みはありませんが、今後実施を検討したいと思います。
長崎会	毎年、長崎地方法務局会議室にて本会役員と法務局との事務打合せ会を行っています。
大分会	毎年秋ごろに、法務局と土地家屋調査士会で制度についてなどの大きな枠組みについての協議を行う「二豊会」、年末年始ごろに日頃の実務の会員からの質問などを議題とした「表示登記実務協議会」を行っています。
熊本会	年に2回、法務局・土地家屋調査士会打合せ会を開催 法務局よりの連絡事項・要望事項や土地家屋調査士会よりの協議事項等の打合せ会
宮崎会	年1回は法務局と協議会を行っている。協議内容は、会員から出された質問・要望事項をとりまとめ、それを協議している。 特に一步踏み込んだ協議は行っていない。
沖縄会	
鹿児島会	年2回のペースで、8月頃と1月頃に、法務局との「表示登記実務連絡会」を開催し、会員からの質問や法務局からの要望について打ち合わせを行っています。主な要望はオンライン申請に関する事です。今年度からは、各支部の研修会に法務局職員を招いて研修をお願いし、懇親会も出席頂いて、意見交換の場を設けるようになりました。